

公益財団法人富士吉田スポーツ協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人富士吉田スポーツ協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を山梨県富士吉田市におく。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、アマチュアスポーツを振興し、市民の体力向上を図るとともに、スポーツ精神を育成することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1)市民スポーツ・健康づくりを推進する事業
- (2)競技力向上を図る事業
- (3)スポーツ少年団の育成を図る事業
- (4)スポーツの振興に対する顕彰及び推薦事業
- (5)スポーツ協会の運営と加盟団体の活動推進事業
- (6)総合型地域スポーツクラブ等への協力・支援事業
- (7)スポーツ情報の提供及びスポーツに関する調査・研究事業
- (8)スポーツ振興の拠点となる公共スポーツ施設の管理運営事務受託事業
- (9)公益財団法人山梨県スポーツ協会、公益財団法人日本スポーツ協会への事業協力並びに連携を図る事業
- (10)その他法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については、山梨県内において行うものとする。

第3章 財産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、理事会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに作成し、理事会の決議を経なければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の決議を経て、定時評議員会の承認を得なければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書
- (5) 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 評議員及び役員の名簿
- (3) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第3号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員)

第10条 この法人に評議員25名以上35名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

2 評議員選定委員会は、評議員1名、監事1名、事務局員1名、次項で定めに基づいて選任された外部委員2名の合計5名で構成する。

3 評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。

(1) この法人又は関連団体(主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ。)の業務を執行する者又は使用人

(2) 過去に前号に規定する者となったことがある者

(3) 第1号又は第2号に該当する者の配偶者、3親等内の親族、使用人(過去に使用人となった者も含む。)

4 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会または評議員会がそれぞれ推薦することができる。評議員選定委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

5 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

(1) 当該候補者の経歴

(2) 当該候補者を候補とした理由

(3) 当該候補者とこの法人及び役員等(理事、監事及び評議員)との関係

(4) 当該候補者の兼職状況

6 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

7 評議員選定委員会は、前条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。

8 前項の場合には、評議員選定委員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。

(1) 当該候補者が補欠の評議員である旨

(2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名

(3) 同一の評議員(2人以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該の2人以上の評議員)につき2人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優劣順位

9 第7項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の時まで、その効力を有する。

(任期)

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

第13条 評議員は無報酬とする。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用を支給することができる。この場合の支給基準は、評議員会の決議により定める費用弁償規程による。

第5章 評議員会

(構成及び権限)

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

2 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 常勤理事の報酬月額
- (3) 事業報告の附属明細書の承認
- (4) 貸借対照表及び損益計算書並びにこれら附属明細書の承認
- (5) 財産目録
- (6) 定款の変更
- (7) 残余財産の処分
- (8) 基本財産の処分又は除外の承認
- (9) 体育・スポーツ団体の加盟、脱退及び除名の承認
- (10) その他評議員で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(種類及び開催)

第15条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種とする。

2 定時評議員会は、毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催する。

3 臨時評議員会は、その他必要がある場合はいつでも開催することができる。

(招集)

第16条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 会長が欠けたとき、事故があった場合は副会長が招集するものとする。

3 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第17条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は、議決権の行使を留保するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上にあたる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) 残余財産の処分
- (5) その他法令又はこの定款で定められた事項

4 理事及び監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行われなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第19条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第18条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長およびその会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2人は、前項の議事録に署名押印する。

第6章 役員等

(種類及び定数)

第19条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上15名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を会長とする。また、会長を除く理事の中から4名以内を副会長、1名を専務理事とすることができる。

3 前項の会長及び副会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)に規定する代表理事とする。専務理事は同法91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(選任等)

第20条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事は、この法人の評議員及び監事を兼ねることはできない。
- 4 監事は、この法人の評議員、理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、その職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第23条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任は妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期満了する時までとする。
- 3 理事又は監事が第19条に規定する定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第24条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、決議に加わることでできる評議員数の3分の2以上の決議に基づいて行わなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったと認められるとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、当該役員にあらかじめ通知するとともに、解任の決議を行う評議員会において、決議の前に当該役員に弁明の機会を与えられなければならない。

3 前項の場合において、やむを得ない理由があるときは、当該役員から提出された弁明書をもってこれに代えることができる。なお、弁明書が一定の期限までに提出がなされないときは、第1項に規定する決議のみにて解任することができる。

(報酬等)

第25条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の理事には、月額300,000円を上限として、評議員会の決議により報酬を支給することができる。

2 役員には、その職務を行うために要する費用を理事会の決議により定める費用弁償規程により支給することができる。

(名誉会長、名誉副会長、顧問、参与)

第26条 この法人に名誉会長、名誉副会長、顧問及び参与を置くことができる。

2 名誉会長、名誉副会長、顧問及び参与は、理事会の推挙により会長が委嘱する。

3 名誉会長、名誉副会長、顧問及び参与は、会長の諮問に応じ、この法人の運営について意見を述べることができる。

4 名誉会長、名誉副会長、顧問及び参与は無報酬とする。

第7章 理事会

(構成)

第27条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、法令及びこの定款に別に定めるもののほか、次に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(種類および開催)

第29条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎事業年度3回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会長以外の理事から会長に対し、理事会の目的である事項を記載した書面をもって理事会招集の請求があったとき。
- (3) 監事から法令の定めに基づき、会長に理事会招集の請求があったとき。

(招集)

第30条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、理事会があらかじめ指定した理事が理事会を招集する。

(議長)

第31条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。ただし、第29条第3項第3号の規定により招集された臨時理事会の議長は、出席した理事の互選により定めるものとする。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行ない、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は理事として議決権の行使を留保するものとする。

(決議の省略)

第33条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該事項について議決に加わることができる理事の全員が当該提案について書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が当該提案に異議を述べたときを除く。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名押印する。

第8章 加盟団体

(加盟団体)

第35条 この法人は、次の各号に該当するものを加盟団体とする。

(1)市内におけるスポーツを各競技別に統括するスポーツ団体であって、この法人に加盟したもの。

(2)前1号に定めるもののほかスポーツに関する事業を行う団体であって、この法人に加盟したもの。

2 この法人に加盟しようとする団体は、理事会の決議を経て、評議員会の承認を得て加盟することができる。

(分担金)

第36条 加盟団体は、別に定める分担金を毎年納入しなければならない。

2 既納の分担金は、理由のいかんにかかわらず、これを返金しない。

(資格喪失)

第37条 加盟団体は、次の事由により、その資格を失う。

(1)脱退

(2)除名

(3)この法人の解散

(脱退)

第38条 加盟団体が脱退しようとするときは、会長に対して理由を付した脱退届けを提出し、理事会及び評議員会の承認を得なければならない。

(除名)

第39条 加盟団体が次の各号の一に該当するときは、理事会の決議を経て、評議員会の承認を得てこれを除名することができる。

- (1)分担金を納入しないとき。
- (2)この法人の名誉を傷つけ、又この法人の目的に背く行為のあったとき。
- (3)前各号のほか、この法人の加盟団体として義務違反したとき。

(加盟及び脱退必要事項)

第40条 加盟団体並びに加盟及び脱退について必要な事項は、この定款に定めるもののほか理事会及び評議員会の決議により別に定める。

第9章 事務局

(事務局)

第41条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局に、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局の職員は会長が任免する。ただし、事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第42条 この定款は、評議員会の決議により変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第11条についても適用する。

(解散)

第43条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取り消し等に伴う贈与)

第44条 この法人が公益認定の取り消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を継承する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取り消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第45条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、富士吉田市又はこの法人と類似の事業を目的とする他の公益財団法人に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第46条 この法人の公告は、電子公告の方法により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告することができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第11章 補則

(委任)

第47条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議を経て会長が別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 平成26年6月7日一部改正。

3 平成27年2月5日一部改正。

4 平成28年3月23日一部改正。

5 平成28年6月4日から施行する。

6 平成30年5月26日一部改正。

7 令和2年3月23日一部改正。

8 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業

年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

8 この法人の設立の登記の日に就任する理事及び監事は、次に掲げる者とする。

理事

堀内拓三、田村博文、井上吉秋、神田俊彦、渡邊祐吉、勝俣進、渡邊悟、権正和義、
渡辺実、渡辺實、渡辺晴昭、土屋恵宣、渡辺昭、佐藤若夫、志村公康、大戸武久、
渡辺進、萱沼眞実、萱沼弥一郎、渡邊幸彦、笠井邦彦、高山明彦、渡邊將、渡辺寿、
横山秀敏、加瀬昇、桑原誠、五味亮

監事

長田豊明、渡辺義広

9 この法人の最初の会長は、堀内拓三、副会長は、田村博文、井上吉秋、神田俊彦、渡邊祐吉、勝俣進、専務理事は、渡邊 悟とする。

10 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

小澤幸男、渡辺泰邦、渡辺貞治、高部利文、早川通泰、渡辺利彦、柏木正明、渡辺龍三、
溝口総三郎、伊藤健、林壮真、宮下勝俊、太田重之、堀内孝太郎、渡辺智和、田辺和夫、小野
博章、広瀬良次、有野雅康、吉田孝明、渡辺秀治、中庭忍、田辺文得、西村富男、宮下陽一、
宮下進、古屋和彦、渡辺敏正

別表 基本財産(公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産以外のもの)
(第5条関係)

財産の種別	物量等
定期預金	34,956,953
投資有価証券	67,000,000
合計	101,956,953